

改正

令和 2 年 5 月 1 日  
令和 3 年 4 月 6 日  
令和 4 年 4 月 11 日  
令和 5 年 4 月 1 日  
令和 5 年 7 月 3 日  
令和 6 年 4 月 1 日

江別市移住支援金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、江別市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う江別市移住支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、北海道が定める U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

**第 2 条** 移住支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第 5 条に規定する交付の申請を行った日の属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満の世帯員（配偶者を除く。）を帯同して移住する場合は、第 2 号に定める額に、18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算した額を交付するものとする。

(1) 単身の場合 60 万円

(2) 2 人以上の世帯（以下「世帯」という。）の場合 100 万円

(対象者要件)

**第 3 条** 移住支援金の交付対象者は、単身の場合にあっては第 1 号に該当し、かつ、第 2 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するものとし、世帯の場合にあっては第 1 号及び第 5 号に該当し、かつ、第 2 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからウまでに規定する移住等に関する要件のいずれにも該当する者

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれにも該当する者

(ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた者

(イ) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていた者（通勤をしていた場合にあっては、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当する者

(ア) 平成 31 年 4 月 1 日以降に転入した者

(イ) 移住支援金の申請時において、1 年以内である者

(ウ) 移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有している者

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(ウ) その他北海道又は市が移住支援金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 次のア及びイに規定する就業に関する要件のいずれかに該当する者

ア 北海道が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチ

ング事業を利用して就業した者（以下「専門人材」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他離職することが前提でないこと。

イ アに規定する者以外のものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先の求人について、移住支援事業を実施する北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (オ) 求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 次のア及びイに規定するテレワークに関する要件のいずれにも該当する者

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う者

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない者

(4) 起業に関する要件として、1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けている者

(5) 次のアからオまでに規定する世帯に関する要件のいずれにも該当する者

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項第1号ア(ア)の期間の算定において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(予備登録申請)

**第4条** 移住支援金の申請を予定している者は、道要領の規定対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は就業後1か月以内に、第3条第1項第3号に規定するテレワーク移住の場合又は同項第4号に規定する起業移住の場合は転入後1か月以内に、前条に規定する対象者要件を満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。この場合において、当該期間経過後に予備登録申請を行った者があったときは、市と北海道が協議し、その取扱いを決定するものとする。

2 前項に規定する申請を行った者は、転入後1年以内に、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

(交付の申請)

**第5条** 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書（第3号様式）
- (2) 個人情報の取扱いについて（第4号様式）
- (3) 就業証明書（第5号様式又は第6号様式）
- (4) 本人確認書類
- (5) 対象者要件を満たすことを証する書類  
（交付決定及び額の確定通知）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び移住支援金額を確定し、速やかに江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書（第7号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するものとする。  
（移住支援金の交付）

**第7条** 市長は、交付決定を行った申請者（以下「交付決定者」という。）に対して、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。  
（交付決定通知書の再交付）

**第8条** 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（第8号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。  
（再交付決定及び通知）

**第9条** 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書（再交付）（第9号様式）を当該申請者に交付するものとする。  
（報告及び立入調査）

**第10条** 市長は、移住支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び支援対象企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。  
（返還請求）

**第11条** 市長は、交付決定者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは移住支援金の全額の返還を、交付決定者が第5号に該当するときは移住支援金の半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び市が認めるときはこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出したとき。
- (3) 就業により移住支援金の交付を受けた場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 第3条第4号の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出したとき。  
（雑則）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市が北海道と協議して定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年5月1日）

（施行期日等）

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月9日以後江別市に転入した者について適用する。

（経過措置）

2 令和2年4月8日以前に江別市に転入した者の交付要件については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（令和3年4月6日）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日以後に江別市に転入した者について適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前に江別市に転入した者の交付要件については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年4月11日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日以前に江別市に転入した者の交付要件については、この要綱による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年7月3日)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日以前に江別市に転入した者の交付要件については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。